伊勢市広告掲載基準

平成19年10月22日

（趣旨）

第１条　この基準は、伊勢市広告掲載要綱第３条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第２条　市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告媒体ごとの基準）

第３条　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

（掲載をしない広告、業種又は事業者）

第４条　次の各号に該当するものは掲載しない。

(1)　広告主や広告の内容の不明確なもの

(2)　社会秩序を乱す恐れのあるもの

(3)　非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与える恐れのあるもの

(4)　差別、人権の侵害、名誉毀損や営業妨害になるもの

(5)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(6)　公の選挙または投票の事前運動に該当するもの

(7)　宗教団体による布教活動を主目的とするもの

(8)　政治、経済、文化、社会、その他の諸問題についての主義主張

(9)　個人情報の扱いが適切に行われていないもの

(10)　関係諸法規に抵触、または抵触の恐れのあるもの

(11)　虚偽、誇大な表現で誤認を与える恐れのあるもの

ア　不確かな根拠で、実際のものや他のものより優位または有利であると誤認を与える恐れのある表現をしたもの

イ　許認可・保証・資格などを、信用や権威付けに利用し誤認を与える恐れのあるもの

ウ　誤認を利用した詐欺まがい商法や不良商法の恐れのあるもの

(12)　著しく射幸心・投機心を煽るもの

(13)　伊勢市に関連するもので下記の事項に該当するもの

ア　伊勢市を中傷するもの

イ　伊勢市の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの

ウ　伊勢市が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

(14)　伊勢市が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの

(15)　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

(16)　意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告

(17)　たばこにかかる広告

(18)　ギャンブルにかかる広告（宝くじに係るものを除く。）

(19)　人材募集広告、不動産広告

(20)　懸賞・景品広告、クーポン広告

(21)　債権取立て、示談引受けなどをうたった広告

(22)　使用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した広告

(23)　消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等にかかる業種

(24)　風俗営業と規定される業種または風俗営業類似の業種

(25)　法律の定めのない医療類似行為を行う業種

(26)　占い、運勢判断に関する業種

(27)　興信所・探偵事務所等の業種

(28)　規制対象となっていない業種においても､社会問題を起こしている業種や事業者

(29)　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(30)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(31)　暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(32)　その他、市長が適当でないと判断したもの

（広告の内容等に関する基準）

第５条　広告の内容、種類及び広告主の業種ごとに関する基準は、別途定める。

附　則

この基準は、平成19年10月22日から施行する。

附　則

この基準は、平成20年7月11日から施行する。

附　則

この基準は、平成21年12月15日から施行する。

附　則

この基準は、平成 22 年４月１日から施行する。